

# 三好市まちづくり 基本条例を紹介します

平成22年12月から連載を始めた「シリーズまちづくり基本条例」ですが、今回をもって連載を終えることとします。  
最終回のテーマは「市民」です。



## 「市民」

市民は「権利」を保有すると同時に、「役割及び責務」も果たさなければならぬことが記載されています。

### （市民の権利）

第5条 市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安全で安心して生活できる権利
- (2) 行政サービスを等しく受ける権利
- (3) まちづくりに参加する権利
- (4) 市政に関する情報を知る権利

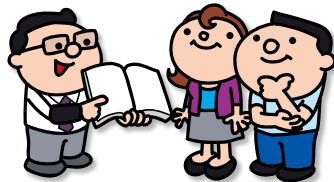
第1号は、安全な環境で、安心して生活する権利は市民のもつとも基本的な権利であるとしています。

第2号は、市内のどこに住んでいても行政サービスは

等しく提供されるべきであるということの意味しています。行政サービス受益（給）者は、その内容ごとに法律や条例で定められていますので、すべての市民がすべてのサービスを同じように受けられるという意味ではありません。

第3号は、市の政策や地域づくり活動に参加する権利のことです。また市の政策や活動への参加だけでなく、市民は自由にまちづくり活動を行い、まちづくりについての意見を表明する主体的権利があります。

第4号でいう市政とは市の活動全般のことを意味します。知る権利は市民主役のまちづくりのために



とも重要な権利です。市民参加のためには市政に関する情報がなくてはなりません。その意味では「知る権利」は市民の権利の中でも、最も重要な権利だといえます。

### （市民の役割及び責務）

第6条 市民は、まちづくりは市民が主役であることを自覚し、自らが活動できる範囲でまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

3 市民は、まちづくりに参加しないことを理由として、差別的な扱いや不利益を受けない。

第1項は、まちづくりへの参加は市民の権利であると

時に、他人任せにするのではなく自ら積極的に参加するように努力すべきだという考え方を示しています。

第2項は、まちづくりに参加する場合には、他の市民の意見や行動を尊重し、自らの発言や行動において責任を持つ必要がある事を定めました。

第3項は、第1項でまちづくりへの参加の努力義務を定めています。身体上の故障など何らかの理由で参加できない場合もあり、参加できないことを理由に市や他の市民から差別的な扱いを受けたり、不利益をこうむることがあってはならないことを定めています。

今回で市報の連載は終わることとなりますが、まちづくり基本条例は「誰が為政者となっても狂わないルール」として制定されました。市民の皆様が条例を知っておくことが大事になります。

三好市ホームページではこれからも情報を公開していきますので、折に触れぜひご覧ください。

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202  
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。  
◀ QRコードからアクセスできます